

旭市公共下水道事業 経営戦略

(平成29年度～平成38年度)

平成29年3月

旭市

目 次

第1章 経営戦略策定の趣旨

1 経営戦略の位置付け	1
-------------------	---

第2章 下水道事業の現状

1 行政人口と普及状況	2
2 下水道施設の管理と現状	3
3 災害・危機管理対策	4

第3章 経営の基本方針

5

第4章 計画期間

5

第5章 投資・財政計画

6

第6章 効率化・経営健全化の取り組み

1 組織及び人材	8
2 公営企業会計への移行	8
3 使用料及びその他の収入	8
4 民間ノウハウの活用	9
5 経費削減に関する事項	9
6 資金管理・調達	11
7 情報公開	13
8 下水道資源の活用と環境保全	13

第1章 経営戦略策定の趣旨

公共下水道（以下、「下水道」）は、市民の快適な居住環境の形成に寄与するとともに、公共用水域の水質保全に資するための公共性、公益性の高い重要な都市基盤施設です。

しかし、今後の下水道事業は、少子高齢化の進行、生活様式の多様化、経済成長の鈍化などにより、維持管理や改築更新などに重点を置いた経営の時代へと変わろうとしています。

この経営戦略は、経営環境の変化に適切に対応して、今後一層の経営基盤の強化を図ることを目的とし、また、下水道事業を持続的・安定的に市民へ提供していくための指針として策定するものです。

1 経営戦略の位置付け

本市では、平成21年7月の総務省通知「公営企業の経営に当たっての留意事項について」に基づいて、平成23年度に中期計画（平成23年度から平成27年度）を策定し、経営基盤の強化を図ってきました。

平成28年度には新たに中期計画（平成28年度から平成32年度）を策定し、引き続き経営基盤の強化を図っています。

人口減少など下水道事業の経営環境の厳しさが増すなか、持続的・安定的な下水道サービスを提供していくために経営戦略を策定し、経営基盤強化の向上に取り組むことが求められています。

本市においても、経営環境の変化に対応するため現状の将来見通しを踏まえ、旭市総合戦略、下水道事業認可計画及び行政改革アクションプランとの整合を図りながら、新たに「旭市公共下水道事業経営戦略」を策定するものです。

この経営戦略は進捗管理を行うとともに、3～5年毎に見直すことが必要となります。

第2章 下水道事業の現状

1 行政人口と普及状況

平成27年では67,415人の市区域内全人口が、平成42年には61,799人（旭市総合戦略の独自人口シミュレーションの推計値）に減少するとされています。

表1 人口の推移(H17～H27)

(単位：人)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
市区域内全人口	70,392	69,972	69,536	69,226	68,955	68,617	68,169	68,725	68,241	67,819	67,415
接続可能人口	5,074	5,305	5,465	5,454	5,844	5,872	6,391	6,413	6,502	6,517	6,602
接続済み人口	2,815	2,926	3,071	3,213	3,375	3,470	3,581	3,682	3,754	3,922	4,121

- ・ 接続可能人口は、下水道への接続が可能な区域内の人口。
- ・ 接続済み人口は、接続が可能な区域内で下水道へ接続済みの人口。

表2 人口の推移(H28～H38)

(単位：人)

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
市区域内全人口	67,121	66,758	66,398	66,032	65,669	65,288	64,910	64,520	64,124	63,732	63,350
接続可能人口	6,572	6,532	6,492	6,452	6,412	6,372	6,332	6,292	6,251	6,211	6,171
接続済み人口	4,206	4,232	4,258	4,284	4,308	4,332	4,356	4,379	4,400	4,422	4,443

- ・ 接続可能人口は、下水道への接続が可能な区域内の人口。
- ・ 接続済み人口は、接続が可能な区域内で下水道へ接続済みの人口。

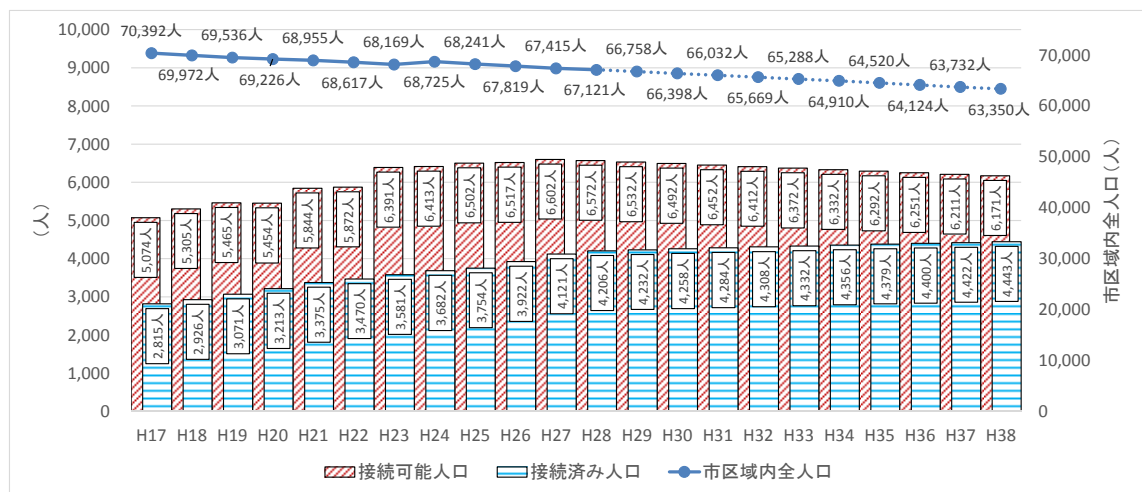


図1 人口の推移 (H17～H38)

本市の下水道事業は、平成５年度に都市計画決定され、平成６年度に下水道事業認可及び都市計画事業認可を取得し、幹線管渠建設工事、終末処理場建設工事に着手し、平成１１年度末には、第１期としてＪＲ旭駅南側の市街地９０ヘクタールを供用開始しました。

以降、区域の拡大や期間延長を経て、平成２７年度末には事業認可区域である２０２ヘクタールの整備が終了し、普及率９．８％・水洗化率（接続率）６２．４％となりました。

表３ 普及率・水洗化率（接続率）の推移(H17～H27)

(単位：％)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
普及率	7.2	7.6	7.9	7.9	8.5	8.6	9.4	9.3	9.5	9.6	9.8
水洗化率	55.5	55.2	56.2	58.9	57.8	59.1	56.0	57.4	57.7	60.2	62.4

- ・ 普及率は、市区域内人口のうち接続可能人口が占める割合。
- ・ 水洗化率は、接続可能人口のうち接続済み人口が占める割合。

表４ 普及率・水洗化率（接続率）の推移(H28～H38)

(単位：％)

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
普及率	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.8	9.7	9.7	9.7
水洗化率	64.0	64.8	65.6	66.4	67.2	68.0	68.8	69.6	70.4	71.2	72.0

- ・ 普及率は、市区域内人口のうち接続可能人口が占める割合。
- ・ 水洗化率は、接続可能人口のうち接続済み人口が占める割合。

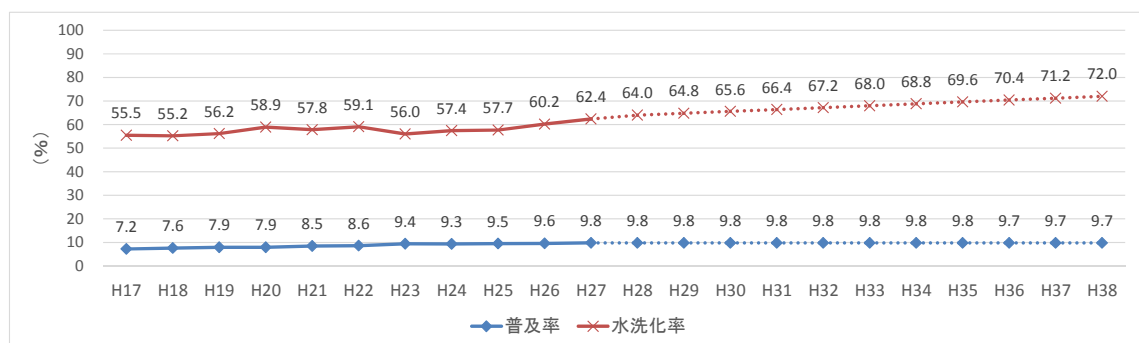


図２ 普及率・水洗化率（接続率）の推移(H17～H38)

２ 下水道施設の管理と現状

本市の下水道施設は建設時からの期間が短いため、大規模な改築費用などは少ないものの、維持管理や改築更新などに重点を置いた経営の時代へと変わろうとしているなか、効率的に点検整備や更新を行い、安定した経営に取り組むことが求められています。

また、下水道は公共性・公益性の高い重要な都市基盤施設であることから、下水道事業が安定的に持続できるよう、施設の状況を客観的に把握・評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら下水道施設の計画的・効率的な点検・改築計画を構築するためにストックマネジメント^{※1}を策定します。

（１）終末処理場

終末処理場（旭市浄化センター）の標準耐用年数については、機械設備が１０年から２５年とされ、電気設備は１０年から１５年とされています。

各設備とも供用開始から１８年が経過しており、一部の設備で修繕を実施していますが、平成２５年度に実施した長寿命化計画での現地調査と診断の結果は、多くの資産で健全度が高いと判定されています。

（２）管渠

管路施設（污水管渠、マンホールポンプ）は比較的新しい施設であるため、長寿命化計画での現地調査と診断の対象からは除くこととしました。

（３）ポンプ場

ポンプ場（旭中央污水ポンプ場）は平成２１年度から建設が始まり、平成２３年度に供用開始されていることから長寿命化計画での現地調査と診断の対象からは除くこととしました。

３ 災害・危機管理対策

（１）業務継続計画

下水道施設は、市民生活にとって重要なライフラインの一つであり、災害時にもその機能を維持または早期回復することが必要不可欠であることを踏まえ、大規模な災害、事故、事件などで設備などに相当な被害を受けても優先実施業務を中断させず、万一中断しても許容される時間内に復旧するため、平成２７年度に、旭市下水道業務継続計画^{※2}を策定しました。

（２）地震対策

終末処理場や幹線管渠などの重要な施設の耐震化を優先的に検討し、地震による被害の最小化を図ります。

※１ スtockマネジメント

下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実現を目的に、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状況を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。

※２ 業務継続計画（BCP（Business Continuity Plan））

自然災害などにより下水道機能が低下・停止した場合であっても、下水道が果たすべき機能を限られた資材や手段のもとで維持し、早期に回復できるように、具体的な手段や体制などを構築することを目的とした計画。

第３章 経営の基本方針

少子高齢化による人口減少の進行、生活様式の変化、経済成長の停滞や社会構造の変化による厳しい現状の中で、使用料の大幅な増収は見込めないものと想定されます。

本市の下水道の普及率は9.8%であり、使用料収入を増加させるには供用開始区域内での水洗化率（接続率）の向上が課題となります。

本市の下水道施設は建設時からの期間が短いため、大規模な改築費用などは少ないものの、下水道事業は、維持管理や改築更新などに重点を置いた経営の時代へと変わろうとしています。

今後は、水洗化率（接続率）の向上を図り、効率的な点検整備・更新を行うことにより支出を抑制し、安定した経営に取り組むことを基本方針とします。

第４章 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

第5章 投資・財政計画

幹線管渠建設工事は平成6年度に着手、終末処理場建設工事は平成8年度に着手しました。

供用開始は平成12年3月末であり、旭中央污水ポンプ場については平成23年度に供用を開始しています。

各施設とも比較的新しいため著しい老朽化が目立つことはないものの、電気設備などの一部は耐用年数を経過するものもあり修繕費用も発生していることから、施設の適切な維持管理を優先するため、平成29年度からストックマネジメントを策定し、施設の計画的な調査・修繕を推進して施設の長寿命化を目指し、予防保全型施設管理の観点にたって維持管理費の削減、歳出の平準化に努めます。

(1) 終末処理場

ストックマネジメントにより、施設の計画的な調査・修繕を推進して施設の長寿命化を目指し、予防保全型施設管理の観点にたって維持管理費の削減に努めます。

(2) 管 渠

平成27年度末には事業認可区域である202ヘクタールの整備が終了し、適切な維持管理と水洗化率（接続率）の向上に努めています。

今後は、計画的な調査・修繕によって施設の長寿命化を目指すとともに、予防保全型施設管理の観点にたって維持管理費の削減に努めます。

(3) ポンプ場

ポンプ場（旭中央污水ポンプ場）は、平成23年度の供用開始であることから大きな修繕は生じませんが、ストックマネジメントにより、施設の計画的な調査・修繕を推進して施設の長寿命化を目指し、維持管理費の削減に努めます。

表 5 投資・財政計画 (H28-H38)

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
		(決算)	(決算)	(決算)											
区 分		(単位: 千円, %)													
収益的収入	1 総 収 益 (A)	427,324	422,985	397,128	396,330	442,955	456,308	457,548	463,978	466,127	468,089	468,268	458,078	440,228	425,282
	(1) 営 業 収 益 (B)	98,378	93,789	92,527	87,366	102,810	93,940	94,356	95,220	95,568	95,940	96,782	97,064	97,392	98,190
	ア 料 金 収 入	98,270	93,345	92,263	87,258	89,415	93,676	94,248	94,776	95,304	95,832	96,338	96,800	97,284	97,746
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他	108	444	264	108	13,395	264	108	444	264	108	444	264	108	444
	(2) 営 業 外 収 益	328,946	329,196	304,601	308,964	340,145	362,368	363,192	368,758	370,559	372,149	371,486	361,014	342,836	327,072
	ア 他 会 計 繰 入 金	328,916	329,176	304,601	308,964	340,145	362,368	363,192	368,758	370,559	372,149	371,486	361,014	342,836	327,072
	イ そ の 他	30	20	0											
	2 総 費 用 (D)	265,702	265,740	258,730	289,544	283,185	267,513	262,714	257,887	252,847	247,618	242,354	237,031	231,581	227,450
	(1) 営 業 費 用	175,412	179,491	175,647	210,848	196,301	198,000	198,000	198,000	198,000	198,000	198,000	198,000	198,000	198,000
	ア 職 員 給 与 費	51,592	48,606	46,071	51,295	48,160	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
	うち 退 職 手 当														
	イ そ の 他	123,820	130,885	129,576	159,553	148,141	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	(2) 営 業 外 費 用	90,290	86,249	83,083	78,696	86,884	69,513	64,714	59,887	54,847	49,618	44,354	39,031	33,581	29,450
	ア 支 払 利 息	90,060	85,969	82,363	77,917	73,444	69,113	64,714	59,887	54,847	49,618	44,354	39,031	33,581	29,450
	うち 一 時 借 入 金 利 息														
	イ そ の 他	230	280	720	779	13,440	400								
資本的収入	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	161,622	157,245	138,398	106,786	159,770	188,795	194,834	206,091	213,280	220,471	225,914	221,047	208,647	197,812
	1 資 本 的 収 入 (F)	191,651	223,237	149,390	105,974	102,045	122,063	124,814	117,910	119,529	137,927	138,506	119,651	113,614	110,398
	(1) 地 方 債	88,300	86,600	43,600	23,700	32,300	37,600	38,900	32,700	32,700	41,700	41,700	32,700	32,700	32,700
	うち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	24,155	59,917	48,980	60,345	53,862	68,812	71,913	72,209	74,828	74,226	75,805	75,950	69,913	66,697
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	40,260	38,540	15,500	0	9,563	10,650	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	10,000	10,000	10,000
	(6) 工 事 負 担 金	38,915	38,107	41,281	21,928	6,318	5,000	4,000	3,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(7) そ の 他	21	73	29	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 資 本 的 支 出 (G)	387,673	349,732	300,346	262,599	296,815	310,858	319,648	324,001	332,809	358,398	364,420	340,698	322,261	308,210
	(1) 建 設 改 良 費	158,447	155,525	95,118	42,518	59,315	65,856	66,348	61,109	61,109	81,109	81,109	61,109	62,502	62,502
	うち 職 員 給 与 費	21,896	22,194	22,212	17,503	16,869	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	229,226	194,207	205,228	220,081	237,500	245,002	253,300	262,892	271,700	277,289	283,311	279,589	259,759	245,708
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
	(5) そ の 他														
資本的支出	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 196,022	△ 126,495	△ 150,956	△ 156,825	△ 194,770	△ 188,795	△ 194,834	△ 206,091	△ 213,280	△ 220,471	△ 225,914	△ 221,047	△ 208,647	△ 197,812
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 34,400	30,750	△ 12,558	△ 49,839	△ 35,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積 立 金 (K)														
	前年度からの繰越金 (L)	101,047	66,647	97,397	84,839	35,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	前年度繰上充用金 (M)														
	形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	66,647	97,397	84,839	35,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	66,647	97,397	84,839	35,000										
	実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)-(H)} \times 100$)	86	92	86	78	85	89	89	89	89	89	89	89	90	90
	地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)														
	営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	98,378	93,789	92,527	87,366	102,810	93,940	94,356	95,220	95,568	95,940	96,782	97,064	97,392	98,190
	地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S) × 100)														
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)														
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)														
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V) × 100)														
	他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
	地 方 債 残 高 (X)	4,235,073	4,127,466	3,965,838	3,769,458	3,564,258	3,356,856	3,142,456	2,912,263	2,673,264	2,437,675	2,196,064	1,949,174	1,722,115	1,509,106
○他会計繰入金		(単位: 千円)													
年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分		(決算)	(決算)	(決算)											
収益的収支分		328,916	329,176	304,601	308,964	340,145	362,368	363,192	368,758	370,559	372,149	371,486	361,014	342,836	327,072
	うち 基 準 内 繰 入 金	274,732	234,695	240,436	248,724	258,584	259,339	261,588	263,397	264,116	263,208	262,386	253,697	234,454	218,488
	うち 基 準 外 繰 入 金	54,184	94,481	64,165	60,240	81,561	103,029	101,604	105,361	106,443	108,941	109,100	107,317	108,382	107,584
資本的収支分		24,155	59,917	48,980	60,345	53,862	68,812	71,913	72,209	74,828	74,226	75,805	75,950	69,913	66,697
	うち 基 準 内 繰 入 金	24,155	25,463	27,374	31,062	33,792	36,566	38,227	41,173	44,222	45,490	47,069	46,714	40,677	37,461
	うち 基 準 外 繰 入 金		34,454	21,606	29,283	20,070	32,246	33,686	31,036	30,606	28,736	28,736	29,236	29,236	29,236
合 計		353,071	389,093	353,581	369,309	394,007	431,180	435,105	440,967	445,387	446,375	447,291	436,964	412,749	393,769

第6章 効率化・経営健全化の取り組み

1 組織及び人材

少子化による人口減少や高齢化が進むなか、本市の財政運営は厳しいものになっていくことが予想されますが、市民が行政に求めるものは社会経済や社会情勢の変化によって多様化・高度化しています。

今後は、社会経済情勢の変化にも対応できるような組織体制を整え、限られた行政資源を有効活用した運営を推進することが重要となるため、職員一人ひとりの能力を伸ばすための人材育成が必要です。

このため、今後とも職員の資質の向上を図るための各種研修に積極的に参加して、業務の実情に応じた人材の育成に努め、効率的な経営を行うために最小限の人員で最大の効果を提供することを目標に定員適正化にも取り組みます。

2 公営企業会計への移行

下水道事業の経営については、総務省から公営企業会計の適用の推進について通知があり、平成31年度までを公営企業会計適用の集中取組期間とし、平成32年度からは公営企業会計に移行していることが求められています。

本市ではこの通知を受け、移行事務の作業量を把握したうえで諸準備に着手し、計画的に移行手続を進めます。

3 使用料及びその他の収入

下水道の使用料収入は、供用開始区域の拡大や普及促進活動により一般使用者は微増を見込んでいますが、企業などの大口使用者による使用料収入は減少傾向であることから、使用料の大幅な増収は見込めないものと想定されます。

平成12年3月末の供用開始以来、下水道使用料の改定を行わず現行の使用料で運営をしている状況のなかで、下水道事業を健全に効率的に運営するためには未接続世帯・事業所などへの普及を促進し、水洗化率（接続率）の向上を目指し、収入の増加を図る必要があります。

下水道使用料の改定については、収支のバランスや、維持管理費の動向を考慮しながら平成32年4月の公営企業への移行後、必要に応じて検討します。

他会計からの繰入金については総収入の中で高い割合であり、地方債償還金も増加していることから、今後も繰入金に対する依存率は高い状態で推移するものと思われます。

表 6 使用料収入の推移(H17～H27)

(単位：千円)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
収入額	46,705	50,113	50,961	54,350	61,603	64,782	64,250	71,599	98,270	93,345	92,263
増 減		3,408	848	3,389	7,253	3,179	-532	7,349	26,671	-4,925	-1,082

表 7 使用料収入の推移(H28～H38)

(単位：千円)

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
収入額	87,258	89,415	93,676	94,248	94,776	95,304	95,832	96,338	96,800	97,284	97,746
増 減	-5,005	2,157	4,261	572	528	528	528	506	462	484	462

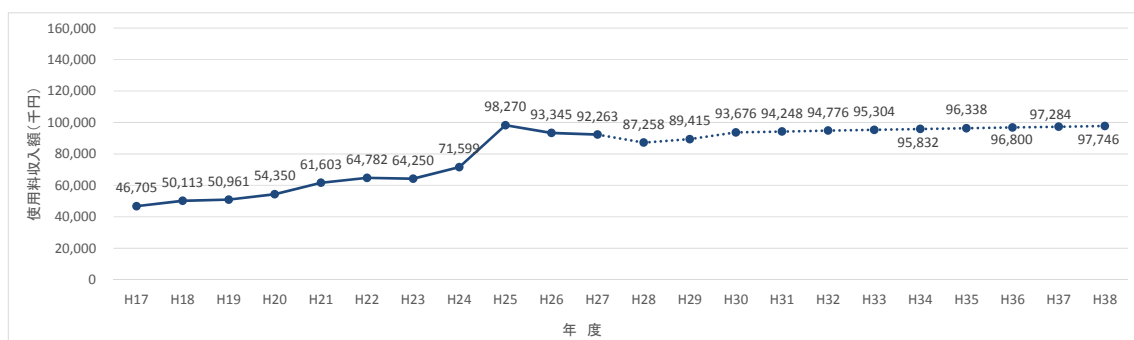


図 3 使用料収入の推移(H17～H38)

4 民間ノウハウの活用

下水道事業は、処理施設及び中継ポンプ施設を適正かつ効率的に稼働させ、放流水の水質を良好な状態に保ち、公共用水域の保全に寄与しています。

これらに要する維持管理業務は、専門的で高度な知識と技術が重要であることから、各施設の運転業務は供用開始当初から民間委託をし、効率的な運営を図ってきました。

今後も包括民間委託など最適な手法を検討し、維持管理コストの削減を図ります。

5 経費削減に関する事項

下水処理に係る経費は、汚水、汚泥処理に要する光熱水費、薬剤費及び施設の維持管理費は欠かせませんが、汚水流入量の増加や施設の老朽化に伴い、施設の修繕費用は年々増加する傾向が予測されます。

処理施設とポンプ場の運転業務等については民間へ委託していますが、今後は運転業務委託等の契約方法などを検討し、より効率的な運営管理に努め、薬剤量に関して的確な投入量を維持します。

また、耐用年数を超える設備が徐々に増えるなか、予防保全の観点からストックマネジメントを策定して的確な調査及び修繕を実行し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を目指します。

現時点において、他会計からの繰入金により資金不足は発生していませんが、今後、繰入金の縮減を図りつつ、資金不足の状態に陥ることのないよう財政健全化に努めます。

6 資金管理・調達

施設の老朽化に伴い発生が予想される修繕費や地方債償還金など、多額な支出に係る資金管理を徹底し、地方債と他会計繰入金とのバランスに配慮した資金調達を行います。

表 8 歳入（繰入金）の推移(H17～H27)

(単位：百万円)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
繰入金以外	326	321	281	359	638	736	737	270	367	324	290
繰入金	374	407	434	393	445	412	418	360	353	389	354
歳入合計額	700	728	715	752	1,083	1,148	1,155	630	720	713	644
割合	53.4%	55.9%	60.7%	52.3%	41.1%	35.9%	36.2%	57.1%	49.0%	54.6%	55.0%

- ・ 金額の百万円未満は、四捨五入。
- ・ 割合(%)は、歳入合計額のうち繰入金が占める割合。
- ・ H17～H19の繰入金には、下水道財政調整基金からの繰入金を含む。

表 9 歳入（繰入金）の推移(H28～H38)

(単位：百万円)

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
繰入金以外	218	186	147	147	141	140	160	159	141	141	142
繰入金	369	394	431	435	441	445	446	447	437	413	394
歳入合計額	587	580	578	582	582	586	606	607	578	554	536
割合(%)	62.9%	67.9%	74.6%	74.7%	75.8%	76.0%	73.7%	73.7%	75.6%	74.5%	73.5%

- ・ 金額の百万円未満は、四捨五入。
- ・ 割合(%)は、歳入合計額のうち繰入金が占める割合。

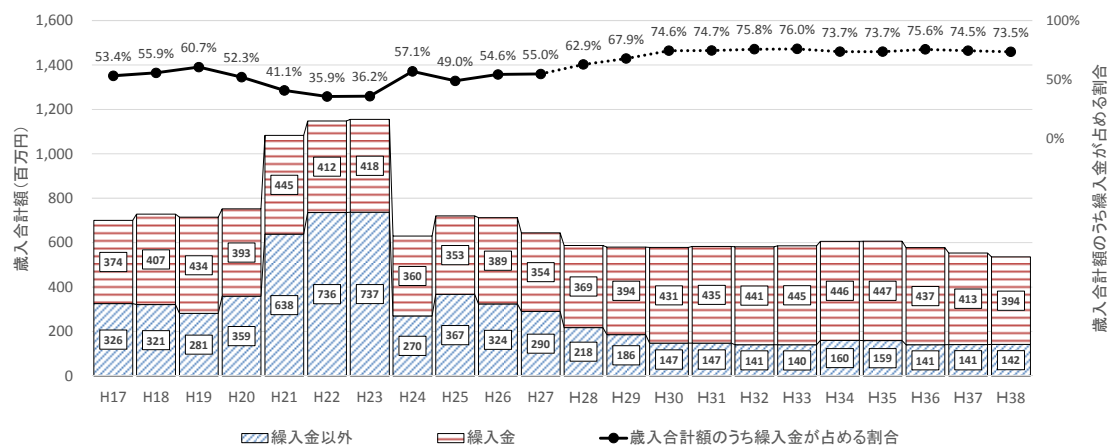


図 4 歳入（繰入金）の推移(H17～H38)

表 10 歳出（元利償還金）の推移(H17～H27)

(単位：百万円)

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
元利償還金以外	338	392	382	430	718	793	785	256	334	335	271
元利償還金合計	302	317	295	281	287	269	264	273	319	280	288
歳 出 合計額	640	709	677	711	1,005	1,062	1,049	529	653	615	559
割合(%)	47.2%	44.7%	43.6%	39.5%	28.6%	25.3%	25.2%	51.6%	48.9%	45.5%	51.5%

- ・ 金額の百万円未満は、四捨五入。
- ・ 割合(%)は、歳出合計額のうち元利償還金合計が占める割合。

表 11 歳出（元利償還金）の推移(H28～H38)

(単位：百万円)

年 度	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
元利償還金以外	254	269	264	264	259	259	279	279	259	261	261
元利償還金合計	298	311	314	318	323	327	327	328	319	293	275
歳 出 合計額	552	580	578	582	582	586	606	607	578	554	536
割合(%)	54.0%	53.6%	54.3%	54.6%	55.5%	55.8%	53.9%	54.0%	55.2%	53.0%	51.4%

- ・ 金額の百万円未満は、四捨五入。
- ・ 割合(%)は、歳出合計額のうち元利償還金合計が占める割合。

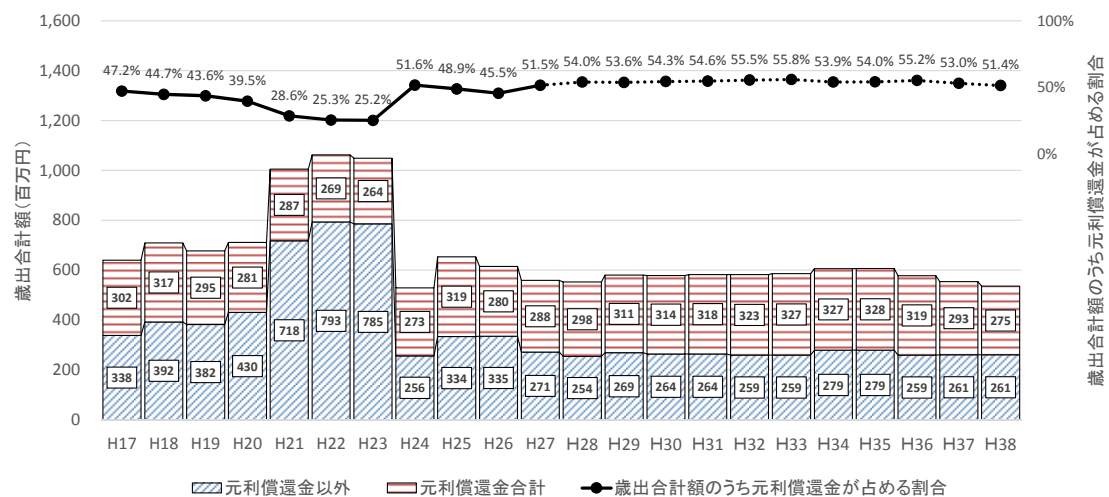


図 5 歳出（元利償還金）の推移(H17～H38)

7 情報公開

下水道事業についての理解を得られるよう、これまでも下水道月間と併せて下水道事業の必要性をPRするなど、市の広報紙やホームページを活用して情報等を提供してきました。

今後も経営の透明性の確保を図るとともに、より分かりやすい情報を公開し、下水道事業の理解と協力が得られるように努めます。

8 下水道資源の活用と環境保全

本市の下水道事業で発生する汚泥は、セメントの原料などとして活用されています。

また、下水道事業は健全で快適な生活環境の確保とともに、公共用水域の水質保全に必要な公益性の高い重要な社会基盤でもあるため、今後も安定した持続性のある下水道事業を運営し、環境保全に努めます。

旭市公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 旭 市

事 業 名 : 旭都市計画下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施 設

供 用 開 始 年 度 (供 用 開 始 後 年 数)	平成11年度 (18年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非 適 (平成32年4月1日法適に移行予定)
処 理 区 域 内 人 口 密 度	3,291人/Km ² (平成26年度) 3,268人/Km ² (平成27年度)	流 域 下 水 道 等 へ の 接 続 の 有 無	無し
処 理 区 数	1 (旭処理区)		
処 理 場 数	1 (旭市浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使 用 料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	従量制・累進制とし、利用者が排除した汚水量に応じて算出する。基本料金20m ³ まで2,400円。 20m ³ を越え40m ³ まで130円/m ³ 40m ³ を越え60m ³ まで140円/m ³ 60m ³ を越え100m ³ まで160円/m ³ 100m ³ を越え200m ³ まで180円/m ³ 200m ³ を越え1,000m ³ まで200円/m ³ 1,000m ³ を越え2,000m ³ まで220円/m ³ 2,000m ³ を越え240円/m ³					
業 務 用 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料と同じ。					
そ の 他 の 使 用 料 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭用使用料と同じ。					
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	2,625	円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成25年度	3,602 円
	平成26年度	2,700	円		平成26年度	3,578 円
	平成27年度	2,700	円		平成27年度	3,549 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組 織

職 員 数	平成17年度 12人 18年度 13人 19年度 14人 20年度 13人 21～23年度 12人 24年度 11人 25年度 10人 26～27年度 9人 平成28年度 8人
事 業 運 営 組 織	水道課との統合など、組織再編は実施していません。

(2) 民 間 活 力 の 活 用 等

民 間 活 用 の 状 況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理施設及び中継ポンプ施設を適正かつ効率的に稼働させ、放流水の水質を良好な状態に保つためには、専門的で高度な知識が必要であることから各施設の運転業務を民間委託しています。
	イ 指定管理者制度	行っていません。
	ウ PPP・PFI	行っていません。
資 産 活 用 の 状 況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	汚水の流入量及び、汚泥の発生量が、エネルギー利用として可能な規模ではないと判断し検討は行っていません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	現時点では行っていませんが、先進事例などを参考に今後検討します。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経 営 比 較 分 析 表 を 活 用 し た 現 状 分 析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別紙1 経営比較分析表のとおり。

2. 経営の基本方針

少子高齢化による人口減少の進行、生活様式の変化、社会構造の変化等厳しい現状のなか、公共下水道の普及率は9.8%、水洗化率は62.4%となっており、使用料収入は微増であることから、供用開始区域内での水洗化率（接続率）の向上が課題となります。

本市の公共下水道施設は建設時からの期間が短いため、大規模な修繕・改築費用などは少ないものの、下水道事業は、維持管理や改築更新などに重点を置いた経営の時代へ変わろうとしています。

今後は、水洗化率（接続率）の向上を図り、効率的な点検整備・更新により支出を抑制し、安定した経営に取り組むことを基本方針とします。

3. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙2 投資財政計画のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

・施設の計画的な調査・修繕を推進して長寿命化を目指し、予防保全型施設管理の観点にたつて維持管理費の削減及び、歳出の平準化を図るために平成29年度から平成30年度で下水道ストックマネジメントを策定します。

・施設の大規模な修繕・改築費用は少ないものの、電気設備などの一部で耐用年数を経過しているため、施設の運転管理業務委託費を含んだ収益的支出にその他として平成30年度以降は150,000千円を見込んでいます。

② 収支計画のうち財源についての説明

・使用料収入は微増であり、一方、地方債償還金は増加しており平成35年度がピークで平成36年度以降は減少しますが、償還金に要する繰入金に依存する割合は高い状況で推移するため、水洗化率（平成27年度末62.4%）の向上を図り、繰入金を削減できるよう使用料の増収に努めます。

・ストックマネジメントの策定に関しては、社会資本整備総合交付金及び下水道建設事業債を活用して一般財源を縮減します。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・民間委託している施設の運転業務委託費は、包括的な委託など最適な手法を検討し、維持管理コストの削減を図ります。

・水処理及び、汚泥処理の日常管理により、設備の適正な稼動を継続し動力費の抑制に取組み、薬剤量に関して的確な投入量を維持します。

・適切な施設維持管理を実行するために、ストックマネジメントを遂行して修繕費用の抑制と平準化に取り組めます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	検討していません。
投資の平準化に関する事項	施設全体の状態を点検・調査により、客観的に把握して評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら効率的な管理計画を立案して予算の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	民間委託している各施設の運転業務を包括的な委託として、継続します。
その他の取組	事業継続計画(BCP)は策定済みですが、総合地震対策計画が未策定であるため今後の検討事項とします。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	収支のバランスや維持管理費などの動向を見極め、平成32年度からの公営企業会計移行後に必要に応じて検討します。
資産活用による収入増加の取組について	現時点では行っていないが、先進事例などを参考に今後検討します。
その他の取組	普及率9.8%・水洗化率62.4%となっているため、未接続者への戸別訪問などにより接続を促し、使用料の増収に取組みます。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	民間委託している各施設の運転業務について、包括的な委託契約を検討して継続します。
職員給与費に関する事項	各種研修に参加し業務の実情に応じた人材の育成に努め、効率的な経営を行うために最小限の人員で最大の効果を発揮できるよう定員適正化に取組みます。
動力費に関する事項	水処理、汚泥処理の日常管理により、設備の効率的かつ適正な稼働を継続し動力費の抑制に取組みます。
薬品費に関する事項	水処理、汚泥処理の日常管理により、的確な薬剤の投入量を維持し、購入に関しては入札を執行し適正な価格で購入します。
修繕費に関する事項	ストックマネジメントを遂行し、計画的な維持・修繕により修繕費の抑制と平準化を図ります。
委託費に関する事項	長期的な委託スケジュールを立て、適正な価格で委託できるよう入札を執行します。
その他の取組	備品・消耗品の在庫管理を徹底し、購入に関しては必要数量を把握して費用の抑制に取組みます。

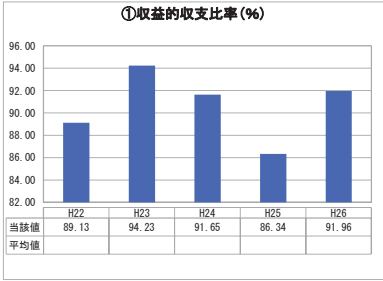
4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	計画の進捗状況の管理、収支のバランスの検証などから3～5年を目安とし、平成32年度からの公営企業会計への移行後、的確な時期に見直し・修正を行います。
---------------------	--

経営比較分析表
(平成26年度)

千葉県 旭市					人口(人)		
業務名	業種名	事業名	類似団体区分		68,020	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2		処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	6,517	1.98	3,291.41
-	該当数値なし	9.61	82.28	2,700			

1. 経営の健全性・効率性



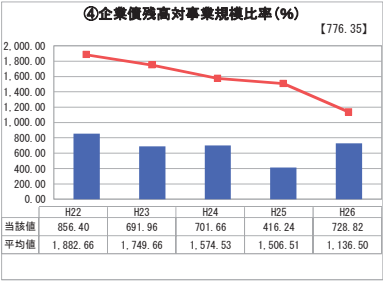
「単年度の収支」



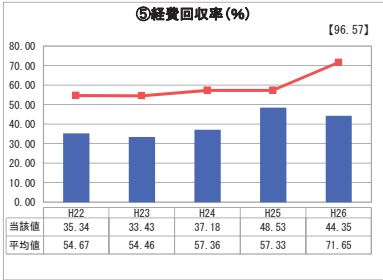
「累積欠損」



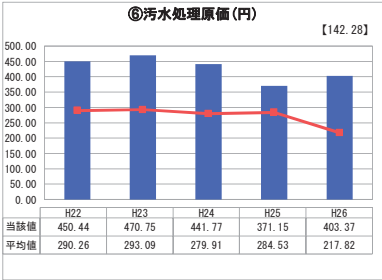
「支払能力」



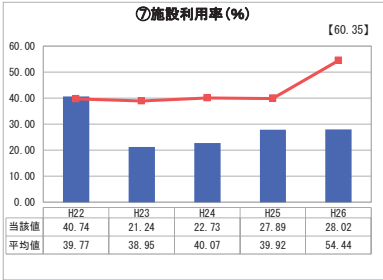
「債務残高」



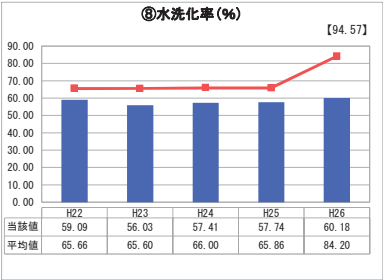
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

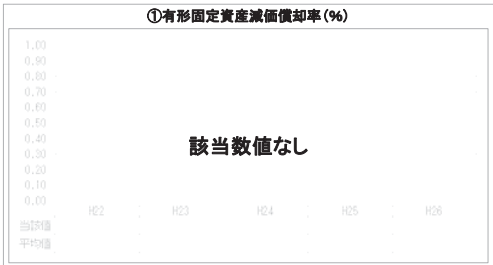


「施設の効率性」



「使用料対象の捕捉」

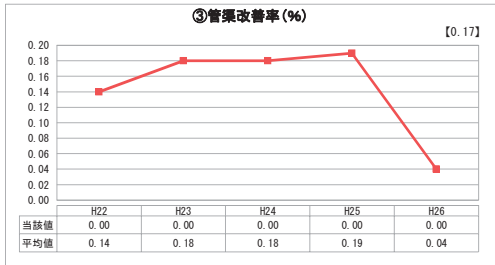
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



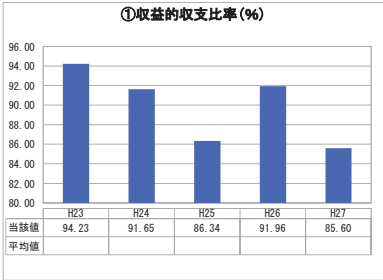
「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成22年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

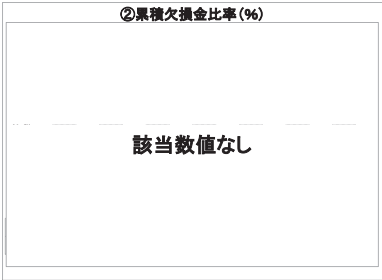
経営比較分析表
(平成27年度)

千葉県 旭市					人口(人)		
業務名	業種名	事業名	類似団体区分		67,598	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
法非適用	下水道事業	公共下水道	Cc2		処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)	6,602	2.02	3,268.32
-	該当数値なし	9.79	80.99	2,700			

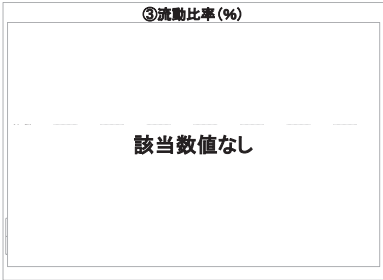
1. 経営の健全性・効率性



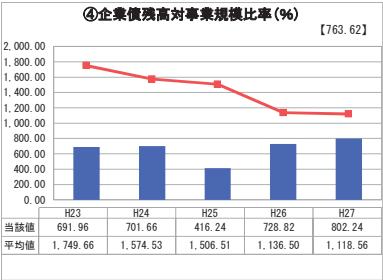
「単年度の収支」



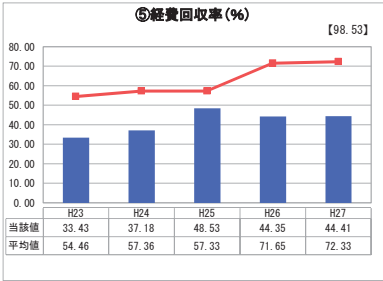
「累積欠損」



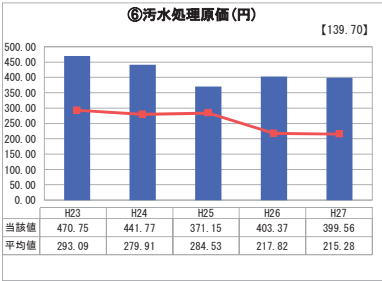
「支払能力」



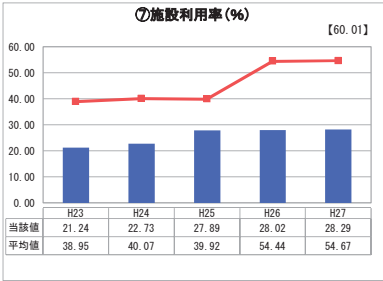
「債務残高」



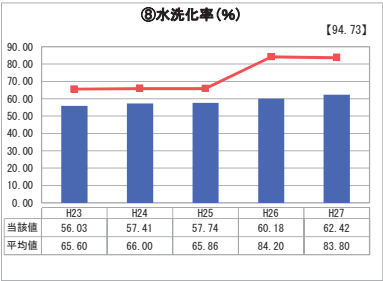
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

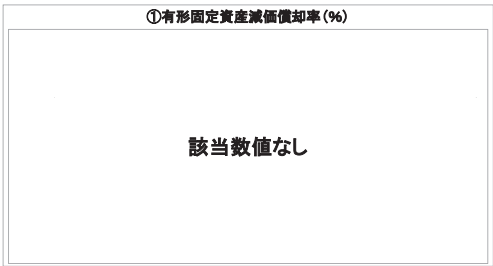


「施設の効率性」

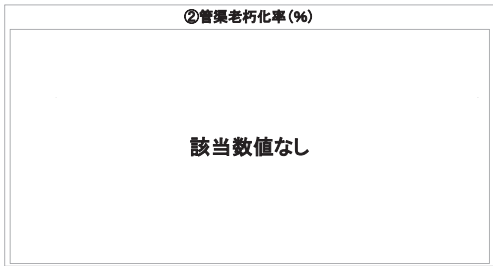


「使用料対象の捕捉」

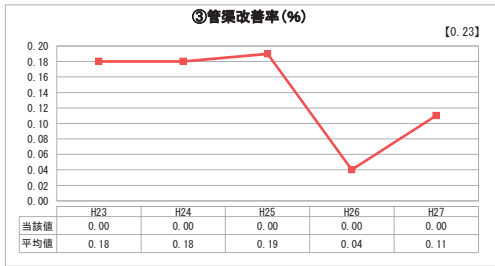
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。
※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
□ 平成26年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

水洗化率が低く、使用料収入も少ないことや施設建設工事等による投資に係る起債の償還も多いことから一般会計からの繰入金等に依存した経営状態となっている。
今後は、下水道への加入促進を図ることにより使用料の増収に努めることによる経営状態の健全化を図っていくことで、一般会計への依存した経営状態を改善していきたい。

2. 老朽化の状況について

平成6年度より建設を開始し、平成11年度末から供用開始であることから、施設に著しい老朽化が目立つことはないものの、処理場施設の一部では耐用年数を経過するものが出てきていることから、計画的な改築・更新を図り施設の長寿命化に取り組んでいく。

全体総括

下水道事業は初期の建設投資規模が大きく、長期に渡る建設期間となることから地方公共団体への与える財政負担が多大なことを十分認識し、人口動態・普及率・水洗化率等の現実的な見直しに基づく収支計画により適切な事業に努める。
また、公営企業会計制度の見直しの趣旨を踏まえ、料金査定等の考え方や経営基盤強化の観点から、地方公営企業法への速やかな移行を進めていくために、平成28年度より準備を行い平成32年4月からの運用を目指していきたい。

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
□ 平成27年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率、⑤経費回収率は100%を下回っており、不足分を一般会計繰入金等により補っている状況にある。
⑥汚水処理原価が類似団体平均値より高額であること及び⑦の施設利用率が低くなっている要因は、⑧の水洗化率が低い水準に留まっていることが原因となっている。
④の企業債残高対事業規模比率については、類似団体と比較して低い状態であり、概ね全国平均と同じ水準となっている。
まとめとして、水洗化率が低い水準であり、収入が少ない状態となっている。また施設建設等の投資に係る起債償還もあることから、不足分については一般会計繰入金等に依存した状態になっている。この状態を改善していくため、未接続世帯、事業所などへの普及を促進し、水洗化率の向上を目指し、収入の増加を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について

本市の下水道施設は平成6年度より建設を開始し、平成11年度末から供用を開始している。建設時から期間が短いため、一部の施設では修繕や更新を行っているものの、大規模な改築費用等は少ない状態となっている。今後も下水道事業が安定的に持続できるよう、計画的・効率的な点検整備に取り組んでいく。

全体総括

経営については、一般会計からの繰入金等に依存している状態であるが、未接続世帯等への普及を促進し収入の増加を図る。また下水道使用料の改定についても必要に応じて検討し、経営の健全化に取り組む。
施設の老朽化対策については、持続可能な下水道事業の実現を目的に、施設を計画的かつ効率的に管理・点検・改築等を行うストックマネジメントを策定し、維持管理を行っていく。

投資・財政計画(H28-H38)

(単位:千円、%)

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)											
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	427,324	422,985	397,128	396,330	442,955	456,308	457,548	463,978	466,127	468,089	468,268	458,078	440,228	425,282
	(1) 営 業 収 益 (B)	98,378	93,789	92,527	87,366	102,810	93,940	94,356	95,220	95,568	95,940	96,782	97,064	97,392	98,190
	ア 料 金 収 入	98,270	93,345	92,263	87,258	89,415	93,676	94,248	94,776	95,304	95,832	96,338	96,800	97,284	97,746
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他	108	444	264	108	13,395	264	108	444	264	108	444	264	108	444
	(2) 営 業 外 収 益	328,946	329,196	304,601	308,964	340,145	362,368	363,192	368,758	370,559	372,149	371,486	361,014	342,836	327,072
	ア 他 会 計 繰 入 金	328,916	329,176	304,601	308,964	340,145	362,368	363,192	368,758	370,559	372,149	371,486	361,014	342,836	327,072
	イ そ の 他	30	20	0											
	2 総 費 用 (D)	265,702	265,740	258,730	289,544	283,185	267,513	262,714	257,887	252,847	247,618	242,354	237,031	231,581	227,450
	(1) 営 業 費 用	175,412	179,491	175,647	210,848	196,301	198,000	198,000	198,000	198,000	198,000	198,000	198,000	198,000	198,000
	ア 職 員 給 与 費	51,592	48,606	46,071	51,295	48,160	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
	うち退職手当														
	イ そ の 他	123,820	130,885	129,576	159,553	148,141	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000	150,000
	(2) 営 業 外 費 用	90,290	86,249	83,083	78,696	86,884	69,513	64,714	59,887	54,847	49,618	44,354	39,031	33,581	29,450
収 益 的 支 出	ア 支 払 利 息	90,060	85,969	82,363	77,917	73,444	69,113	64,714	59,887	54,847	49,618	44,354	39,031	33,581	29,450
	うち一時借入金利息														
	イ そ の 他	230	280	720	779	13,440	400								
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	161,622	157,245	138,398	106,786	159,770	188,795	194,834	206,091	213,280	220,471	225,914	221,047	208,647	197,812
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	191,651	223,237	149,390	105,974	102,045	122,063	124,814	117,910	119,529	137,927	138,506	119,651	113,614	110,398
	(1) 地 方 債 債 償	88,300	86,600	43,600	23,700	32,300	37,600	38,900	32,700	32,700	41,700	41,700	32,700	32,700	32,700
	うち資本費平準化債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	24,155	59,917	48,980	60,345	53,862	68,812	71,913	72,209	74,828	74,226	75,805	75,950	69,913	66,697
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	40,260	38,540	15,500	0	9,563	10,650	10,000	10,000	10,000	20,000	20,000	10,000	10,000	10,000
	(6) 工 事 負 担 金	38,915	38,107	41,281	21,928	6,318	5,000	4,000	3,000	2,000	2,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	(7) そ の 他	21	73	29	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	2 資 本 的 支 出 (G)	387,673	349,732	300,346	262,599	296,815	310,858	319,648	324,001	332,809	358,398	364,420	340,698	322,261	308,210
	(1) 建 設 改 良 費	158,447	155,525	95,118	42,518	59,315	65,856	66,348	61,109	61,109	81,109	81,109	61,109	62,502	62,502
	うち職員給与費	21,896	22,194	22,212	17,503	16,869	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	229,226	194,207	205,228	220,081	237,500	245,002	253,300	262,892	271,700	277,289	283,311	279,589	259,759	245,708
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金														
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
	(5) そ の 他														
資 本 的 支 出	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 196,022	△ 126,495	△ 150,956	△ 156,625	△ 194,770	△ 188,795	△ 194,834	△ 206,091	△ 213,280	△ 220,471	△ 225,914	△ 221,047	△ 208,647	△ 197,812
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 34,400	30,750	△ 12,558	△ 49,839	△ 35,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積 立 金 (K)														
	前年度からの繰越金														
	前年度繰上充用金														
	形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	66,647	97,397	84,839	35,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌年度へ繰り越すべき財源 (O)	66,647	97,397	84,839	35,000										
	実 質 収 支 黒 字 (P)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(N)-(O) 赤 字 (Q)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	86	92	86	78	85	89	89	89	89	89	89	89	90	90
	地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)														
	営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	98,378	93,789	92,527	87,366	102,810	93,940	94,356	95,220	95,568	95,940	96,782	97,064	97,392	98,190
	地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)														
	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)														
	健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)														
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)														
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)														
	他 会 計 借 入 金 残 高 (W)														
	地 方 債 残 高 (X)	4,235,073	4,127,466	3,965,838	3,769,458	3,564,258	3,356,856	3,142,456	2,912,263	2,673,264	2,437,675	2,196,064	1,949,174	1,722,115	1,509,106

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度	37年度	38年度
区 分		(決 算)	(決 算)	(決 算)											
収 益 的 収 支 分		328,916	329,176	304,601	308,964	340,145	362,368	363,192	368,758	370,559	372,149	371,486	361,014	342,836	327,072
	うち基準内繰入金	274,732	234,695	240,436	248,724	258,584	259,339	281,588	263,397	264,116	263,208	262,386	253,697	234,454	219,488
	うち基準外繰入金	54,184	94,481	64,165	60,240	81,561	103,029	101,604	105,361	106,443	108,941	109,100	107,317	108,382	107,584
資 本 的 収 支 分		24,155	59,917	48,980	60,345	53,862	68,812	71,913	72,209	74,828	74,226	75,805	75,950	69,913	66,697
	うち基準内繰入金	24,155	25,463	27,374	31,062	33,792	36,566	38,227	41,173	44,222	45,490	47,069	46,714	40,677	37,461
	うち基準外繰入金		34,454	21,606	29,283	20,070	32,246	33,686	31,036	30,606	28,736	28,736	29,236	29,236	29,236
合 計		353,071	389,093	353,581	369,309	394,007	431,180	435,105	440,967	445,387	446,375	447,291	436,964	412,749	393,769